

# 社会福祉法人制度の見直しに対する意見

2014年9月30日

特定非営利活動法人 日本障害者センター「社会福祉事業のあり方検討会」

社会保障制度改革国民会議「報告書」(2013.8.6)が示した「社会福祉法人の経営の合理化・近代化、大規模化。また、非課税扱いとされているにふさわしい国家や地域への貢献」の強要は、これまでの社会福祉事業をさらに変質させるものである。

こうした方針の下、日本再興戦略や規制改革会議では、さらなる福祉の市場化・営利化が提起され、この提案に即して、厚労省の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」は、「社会福祉法人に対する地域における公益的な活動(社会貢献活動)の義務化」等を含む報告書(2014.7.4)をまとめた。現在、厚労省は、社会保障審議会「福祉部会」において、これらの意見を具体化すべく、社会福祉法人制度の見直しに向けた法改定の議論を急ピッチですすめており、年内には取りまとめ、来年の通常国会に改定案を提出するとしている。

私たち社会福祉事業のあり方検討会は、利用者の人権を守り、「権利としての社会福祉」の実現を求める立場から今回の社会福祉法人制度の見直しに対し、以下の意見を述べる。

## 1 社会福祉法人制度の見直しは憲法第25条に基づき行い、障害児者福祉に関わる社会福祉事業は障害者権利条約を、児童に関わる社会福祉事業は子どもの権利条約を遵守すること

- 社会福祉事業はいつでもどこでも必要な時に必要なだけ利用できることが求められるため、施設事業者の都合で事業撤退や廃止することがあってはならない。社会福祉事業を行う施設や事業所は、利用者のために持続可能でなければならず、100%税金で行うべきである。
- 障害者権利条約に基づく合理的配慮のための事業利用において利用者負担は当然無料とし、事業者は事業での利益を求めてはならないよう規制すべきである。社会福祉事業は原則として非営利事業体が行うようにすべきである。

## 2 営利事業体が参入する場合は、参入営利事業体に対し社会福祉法人と同様の規制を行うべきである

- 社会福祉事業は利用者の人権を擁護する事業であり、人権擁護に第1種や第2種の違いはなく、サービス競争や市場化によって人権擁護が実現するものではない。
- 社会福祉事業に参入している営利事業体に対し、利益制限や人権を守るための規制をもうけること。

## 3 国の責務を社会福祉法人へ転嫁する「公益的な活動(社会貢献)の義務化」には反対、「今日的諸問題(ニーズ)」は公的制度の拡充で対応すべきである

- 「今日的諸問題(ニーズ)」は企業が利潤追求のために労働者を犠牲にした結果であり、その多くの責任は企業と大企業優先の雇用政策にあるといえる。諸問題には支援体制や財源が不安定な慈善的な「公益的な活動」で対応するのではなく、生活保護制度

など既存の社会福祉制度を拡充して対応することが必要であり、公的責任で行うべきである。

- 国は公的責任を放棄し社会福祉法人に転嫁させるべきではない。また、社会福祉法人に費用を負担させて実施する公益的活動は社会福祉法第61条(\*注)に反するといえる。国が費用を負担しない「社会福祉法人の公益的な活動(社会貢献活動)の実施義務化」には断固反対する。
- 障害児者の自立・自律にはそれを支援する法制度の確立が不可欠であり、「制度の谷間」が多数存在する中で、社会福祉法人等は制度にない要求をもとに先駆的な「制度外の支援」の取り組みを行い新たな社会福祉の制度化をめざして実現してきた。「制度外の支援」を制度化することは障害児者の人権を保障することであり、制度化に向けた取り組みはあくまで過程であるため、自治体や国は制度化に向けた公費補助を行うべきである。

## 4 厚労省は社会福祉法人の内部留保についての定義を示し、見解を明らかにすること

- 「介護老人福祉施設等の運営及び財務状況に関する調査研究事業報告書」(2013年3月)の調査結果には、「内部留保の定義や判定尺度の前提如何により調査結果が変わることは当然・・・」と記述されており、社会福祉法人会計における「内部留保」の定義は確定していない。そもそも社会福祉法人の内部留保は、市場化・営利化によって生み出された問題である。厚労省はこの点を踏まえた「社会福祉法人会計における内部留保」の見解を示すべきである。

## 5 事業における人員配置と設置面積等の基準を見直し、利用者の人権と福祉労働者の賃金・労働条件を守る社会福祉事業にすること

- 社会福祉事業利用者の人権と福祉支援を実践する福祉労働者の賃金・労働条件を保障する視点で「社

会福祉事業の人員および設備等基準」を設定し、常勤換算でない常勤職員の配置、福祉職員給与の大幅引き上げ、障害特性等に配慮した建物や敷地の空間確保のための床面積等の最低基準の設置、障害者や高齢者の同性介助の完全実施とそのための職員増員などを実施すべきである。

## 6 生存権保障のためには、社会福祉法人を社会福祉制度と福祉サービスの供給主体、両方のセーフティネットとするのではなく、公費による社会福祉制度と社会福祉事業の拡充をすすめるべきである

- 社会福祉は生存権保障のための国の責務であり、その具体化が社会福祉事業である。社会福祉法人は国から委託された社会福祉事業を行う非営利法人である。
- 営利企業の参入を促すために規制緩和と市場化を進めながら、営利企業が撤退した場合には制度の失敗を補完するセーフティネットとしての役割を社会福祉法人に財源も含めて担わせるのではなく、公的責任のもとで対応すべきである。
- 社会福祉法人は、「社会福祉を儲けの対象にした市場の失敗」や「社会福祉制度の縮小をすすめる政府の失敗」の補完機能ではない。生存権保障のために、社会福祉制度自体が本来のセーフティネットの役割を果たせるように改革すべきである。

## 7 規制改革会議等が求める社会福祉事業の経営主体間の「イコールフットィング」の要求には反対する

- 社会福祉法人は憲法第 25 条に基づく社会福祉事業を国から委託された非営利法人であり、国民のための社会福祉事業を行うことを目的にしている。収益を第一の目的にしている営利事業体とは違い、社会福祉法人の余剰金は収益事業への利用が規制されているとともに、原則として事業から撤退することはできない。
- 社会福祉事業の市場化をやめ、営利事業体に対し社会福祉事業を金儲けの対象にしないための規制と利用者の人権擁護のための規制を強化することが必要である。

## 8 社会福祉事業に必要なのは非営利ホールディングカンパニー型法人制度（新型法人）ではなく、地域に存在する小規模法人も含め、規模にかかわらず安定した運営ができる制度にすること

- 非営利ホールディングカンパニー型法人制度（新型法人）などの大規模法人化がすすむと小規模法人がつぶされ、地域に存在する多様な社会福祉法人による幅広い支援や地域要求に即した支援が困難になる。社会福祉事業の削減、効率化を図ることを目的とした法人改革には反対である。
- いま必要なのは巨大な医療・社会福祉法人ではなく、人権を保障する多種多様な社会福祉事業と社会福祉法人である。

○地域特性に対応する一法人一施設・事業の小規模な社会福祉法人でも安定した運営ができるよう、事務職員や法人事務局担当職員などを報酬とは別に公費で保障すること。

## 9 「障害者や子どもを含む地域のすべての住民のための仕組み」の地域包括ケアシステムはすべて公費で行うこと

- 国は、地域における在宅高齢障害者の「生活支援」を「自ら福祉を買う『自助』」と「社会福祉法人やボランティア等による『互助』」で、「生活困窮者問題」には「社会福祉法人の内部留保による公益的活動の『互助』」で対応させようとしている。
- 地域包括ケアシステム構想は重要であるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自治体任せの地域包括ケアシステムの構築は、高齢者や障害者、子どもの人権保障とは相いれないものである。とくに、現在提案されている自発的な「互助」による「生活支援」が構成要素のひとつにあげられている地域包括ケアシステムには反対する。
- 国の責務を社会福祉法人に転嫁し、「公助」を削減し「自助」と「互助」を増やすことをねらう社会福祉制度の見直しには反対する。

## 10 財源は、OECD 加盟国の平均値並み（対 GDP 比）の水準を確保すること

- 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に示された障害福祉予算における「財政についての基本的な視点」（予算の約 2 倍化等）を早急を実現すること。
- 国家財政赤字の原因が社会保障の拡大にあるかのような主張は誤りである。財政収支バランスを崩したのは、建設国債の多発やバブル経済の破たんなどで税収が減ったことに加え、法人税を減税したことによる大きな原因がある。大企業は社会保障においてヨーロッパ諸国並みの社会的責任を果たすべきである。
- 政府税制調査会がとりまとめた「社会福祉法人への法人税課税の見直しが必要」とする意見には反対である。

\*注「社会福祉法第 61 条」  
(事業経営の準則)

第 61 条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2 前項第 1 号の規定は、国又は地方公共団体が、その経営する社会福祉事業について、福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を他の社会福祉事業を経営する者に委託することを妨げるものではない。